

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・ 関連会社株式 移動平均法に基づく原価法
- ・ その他有価証券
時価のあるもの 期末日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、
売却原価は移動平均法により算定している)
- 時価のないもの 移動平均法に基づく原価法

2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- 通常の販売目的で保有する棚卸資産
- 製品 総平均法に基づく原価法
- 原材料、仕掛品 移動平均法に基づく原価法
(貸借対照表評価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定している。)

3) 固定資産の減価償却の方法

- ・ 有形固定資産(リース資産を除く)
- 建物(建物付属設備を除く) ... 定額法
- その他の有形固定資産 定率法
- 尚、主な耐用年数は以下の通りである。
- 建物 7 ~ 50年
- 機械装置 8年
- ・ 無形固定資産...定額法
- ・ リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

4) 引当金の計上基準

- ・ 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、個別の債権の回収可能性を検討し、回収不能見込み額を計上している。
- ・ 賞与引当金 従業員賞与(使用人兼務取締役の使用人分を含む)の支給に充てるため、支給見込額に基づき見積額を計上している。
- ・ 退職給付引当金 ... 従業員分については当期末における退職給付債務に基づき、当期末において発生していると認められる額を、また、役員分については内規に基づき計算された金額の全額を計上している。

5) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっている。